

事 務 連 絡
令和5年11月29日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

働き方改革推進支援助成金の交付申請受付期限等の延長について
(情報提供)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より令和5年11月30日に交付申請の受付を終了する予定となっていた働き方改革推進支援助成金について、中小企業・小規模事業者向けの、適用猶予業種等対応コース、労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入推進コース、労働時間適正管理推進コース及び団体向けの団体推進コースの全5コースの交付申請期限等を延長する旨、情報提供がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、変更点については以下のとおりです。

【変更前】

【変更後】

- 交付申請期限 (※1) 令和5年11月30日⇒令和5年12月28日
- 事業実施期間 (※2) 令和6年1月31日⇒令和6年2月29日
- 支給申請期限 (※2、3) 令和6年2月9日⇒令和6年3月8日

※1 令和5年11月30日までに交付申請をした場合、事業実施期間、支給申請期限は延長前の期限が適用されますのでご注意ください。

※2 団体推進コースのみ、以下の変更となります。

- ・事業実施期間の期日 令和6年2月16日 ⇒ 令和6年2月29日
- ・支給申請書の提出期日 令和6年2月28日 ⇒ 令和6年3月8日

※3 支給申請期限は事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日、又は上記期限のいずれか早い日になります。

参考として、上記情報が含まれているリーフレットを添付いたします。

また、厚生労働省下記ページにも詳細が掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

以上
(担当：労働部 吉田)